

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年06月28日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県御殿場市印野1581

氏名 株式会社虎屋 御殿場工場

三改木 孝雄

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0550 - 89 - 6464

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社虎屋 御殿場工場		
事業場の所在地	静岡県	御殿場市	印野1581
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	食料品製造業		
② 事業の規模	工場生産金額 122億円（自社売店における売価換算値）		
③ 従業員数	196名（社員106名、嘱託社員4名、パートナー社員31名、アルバイト50名、出向者5名）		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	排水処理場の汚泥→自己中間処理(脱水・乾燥)→委託処分(肥料化) 動植物性残渣→A有価物化(飼料) B委託処分(肥料化・飼料化、サーマル、焼却) 廃プラスチック類→委託処分(固形燃料化、サーマルリサイクル) ガラスくず→委託処分(破碎)→有価物(カレット原料) 小型機械、金属くず→委託処分(破碎)→有価物(資源化・固形燃料) 廃酸→委託処分(飼料化)		

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図) 工場長 └環境管理責任者(管理課課長) ※産業廃棄物処理計画 └廃棄物管理責任者・特別管理産業廃棄物管理責任者 └各部署の廃棄物排出担当者(第一～四課、設備課、管理課、品質管理課、研究棟) ※産業廃棄物処理計画作成部署は管理課

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和 5年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥(泥状のもの)	2,688.217 t
	動・植物性残渣	44.360 t
	廃プラスチック類	16.330 t
	安定型混合廃棄物	1.250 t
	ガラスくず	1.810 t
	廃酸	3.700 t
	(これまでに実施した取組) ・ 餡を製造する際の副産物である「小豆の煮皮」を飼料として有価売却することで、廃棄物排出量を抑制している。 ・ 「小豆の煮皮」の水分量が多いものは不良品として動植物性残渣となるが、飼料あるいは肥料として再生利用可能な業者に処理委託を行っている。 ・ 生産工程の効率化および不良率の削減、トラブルの未然防止等に取り組むことで、動植物性残渣の発生抑制に取り組んでいる	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥(泥状のもの)	2,688.217 t
	動・植物性残渣	36.200 t
	廃プラスチック類	16.400 t
	安定型混合廃棄物	1.250 t
	ガラスくず	1.810 t
	廃酸	3.700 t
	(今後実施する予定の取組)	

	<ul style="list-style-type: none"> ・「小豆の煮皮」の正常品を、全量飼料として有価売却できるように取り組む。また全量売却できるよう新規売却先を検討する。 ・引き続き、生産工程の効率化および不良率の削減、トラブルの未然防止等に取り組む。
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小豆の煮皮」を飼料化することで、有価売却している。 ・汚れが少なく、単一素材のビニール類は、分別して有価売却している。
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小豆の煮皮」については、引き続き飼料化を徹底し、廃棄物としての排出を抑制する。また、飼料に適さない物が発生した場合は、再生利用可能な業者に処理委託をする。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	8.875 t
	動・植物性残渣	4.388 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	（これまでに実施した取組） ・自社所有の炭化装置で汚泥と動植物性残渣の炭化処理を行い、肥料や土壌改良剤に利用可能な炭化物を生成している。炭化物は近隣農家が利用しており、全量利用されている。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	（今後実施する予定の取組） ・今年度は4月以降、炭化装置を休止するため炭化処理は行わないが、排出された動植物性残渣・汚泥は飼料あるいは肥料として再生利用可能な業者に処理委託を行う。 ・乾燥汚泥を肥料登録し、肥料として直接売却できるように進めていく。	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	2,662.812 t
	動・植物性残渣	0.000 t	13.162 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t

		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥は、脱水、乾燥、炭化を行い、減量している。 ・動植物性残渣は自社所有の炭化装置で炭化処理を行い、減量している。 		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	2,636.187 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥の脱水、乾燥を行う設備の維持管理を適切に行うことで、引き続き、汚泥の減量を進める。 	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量			
		0.000 t			
		0.000 t			
		0.000 t			
		0.000 t			
		0.000 t			
		0.000 t			
	(これまでに実施した取組) ・自ら埋立処分及び海洋投入処分は行っていない。				
	②計画	【目標】			
産業廃棄物の種類		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量			
		0.000 t			
		0.000 t			
		0.000 t			
		0.000 t			
		0.000 t			
		0.000 t			
(今後実施する予定の取組) ・今後も自ら埋立処分及び海洋投入処分は行う計画は無い。					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
	【前年度（令和 5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)
	汚泥（泥状のもの）	0.000	16.530	0.000	0.000

①現状	動・植物性残渣	0.000	15.430	0.000	2.990	26.810
	廃プラスチック類	8.410	12.135	0.000	4.195	16.330
	安定型混合廃棄物	1.250	1.250	0.000	0.000	1.250
	ガラスくず	1.810	1.810	0.000	0.000	1.810
	廃酸	0.000	3.700	0.000	0.000	3.700
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者における適正処理の実地確認を行っている。 ・処理経費削減と併せて、よりよいリサイクル方法への変更を行っている。 ・今まで排水処理場にて処理をしていた糖蜜を、飼料化できる業者にて処理委託を行う。(廃酸扱い) 					

【目標】						
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
②計画	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	汚泥（泥状のもの）	0.000	52.030	0.000	0.000	52.030
	動・植物性残渣	0.000	33.200	0.000	3.000	36.200
	廃プラスチック類	8.800	12.100	0.000	4.300	16.400
	安定型混合廃棄物	1.250	1.250	0.000	0.000	1.250
	ガラスくず	1.810	1.810	0.000	0.000	1.810
	廃酸	0.000	3.700	0.000	0.000	3.700
	（今後実施する予定の取組） ・動植物性残渣、汚泥、廃酸の処理については、再生利用可能な業者に委託を実施する。 ・安定型混合廃棄物（金属類）や廃プラ類については、適切な分別や有価売却化を進め、よりよいリサイクルができるよう、引き続き処理を委託していく。					
	※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。